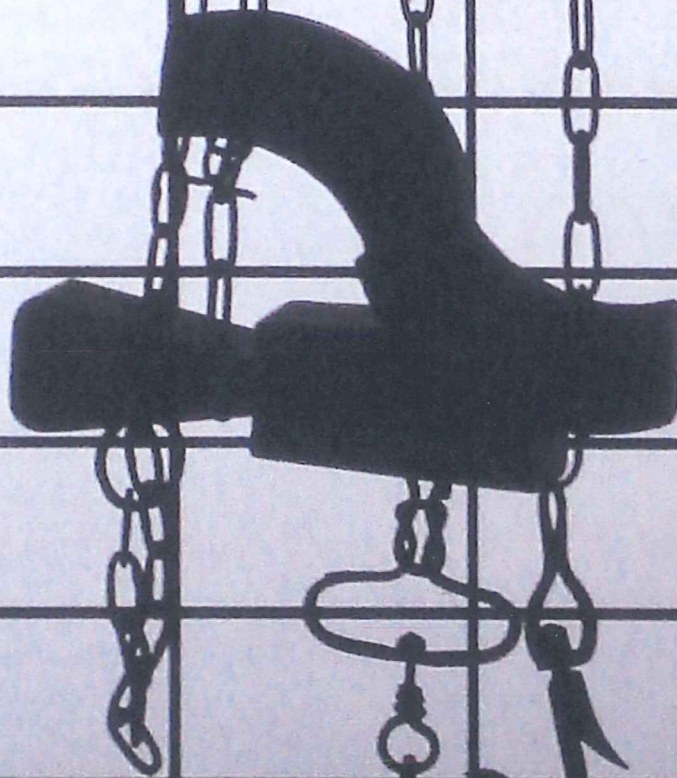


会報

2013.1月 No.53

石川如水



石川県行政書士会

# 目次

挨拶	1
石川県行政書士会会長 宮川外茂次 日本行政書士会連合会会長 北山 孝次	
年頭挨拶	3
石川県知事 谷本 正憲 金沢市長 山野 之義	
石川県知事新年互礼会開催 平成24年度 行政書士試験実施報告	5
日行連・中地協連絡会報告 理事会実施報告	6
行列ができる無料相談会	7
平成24年度 広報月間無料相談会報告	8
パブリシティ新聞報道されました!	10
第23回全国女性行政書士交流会INくまもとに参加して	11
社会貢献事業部活動報告	12
職務上請求書の交換始まる!	13
情報コーナー	14
業務指導部活動報告	20
事務所紹介	25
支部だより	26
会員のコーナー	28
新入会員の紹介	29
会務日誌	30
会員移動	32



## 【表紙写真説明】

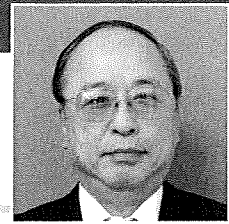
### 湯涌にある古民家の囲炉裏端

写真提供：歯科医師 齋藤 嗣人 氏

紅葉も見られなくなった頃です。湯涌の古民家に立ち寄ったところ囲炉裏に目が留まりました。シルエットがモノトーンで、そこになぜか暖か味が感じられ思わずシャッターを切りました。

## ご挨拶

石川県行政書士会 会長 宮川 外茂次



新年明けましておめでとうございます。

平成 25 年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

本年が石川県行政書士会会員諸先生並びに関係各位にとって実り多い豊かな一年になりますよう心よりご祈念申し上げます。また、日頃は、石川県行政書士会の運営にご理解ご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

今年は、例年に無く寒くまた雪の多い正月となり、初日の出に拍手を打つこともままなりませんので、近くのお宮さんへ参詣し昨年の無事息災を感謝するとともに新たな年の祈願成就をお願いしてまいりました。皆様にはいかがが新年を迎えられましたでしょうか。

昨年は、東日本大震災の復興事業と不安定な世界経済そして中国や韓国、北朝鮮など近隣諸国との関係悪化、さらに 12 月には民主党から自民党・公明党へ政権が移行するなど、穏やかといわれる石川県でも落ち着いて業務に取り組むことが難しい 1 年でした。

このような社会環境の中で、私ども石川県行政書士会では「行政書士の社会的地位の向上」「社会貢献事業」そして「中小企業支援」が会員の業務の安定確保につながり、県民各位が行政書士とその制度の理解を深めていただけることにより「あなたの街の法律家」「頼れる法律相談相手」となることができると思って各種事業に取り組んでまいりました。

外国人在留資格シンポジウムや成年後見制度の県民公開セミナーの開催、白山市と「成年後見の市長申立てに係る戸籍調査等業務委託協定書」を調印、日本政策金融公庫金沢支店・小松支店との「中小企業支援等に関する覚書」調印、白山商工会議所および市内各商工会並びに白山市経済団体協議会との同様覚書を調印したことなどが新聞やテレビ等で広く報道され会員内外から激励をいただきました。今年はいよいよその実現に向けた具体的な行動が求められており広く会員の皆様のご協力をお願いすることとなります。

今年は、昨年の実績と成果を踏まえ行政書士が今まで以上に社会に認められ、受け入れられる資格となることを目指したいと思います。顧客企業先や依頼主様から「行政書士に依頼してよかった。」「行政書士に相談して安心した。」と言ってもらえる行政書士に向けた各種の事業を進展させ、「顧客企業から、地域から、

必要とされる行政書士」になることをめざした事業をさらに展開しようではありませんか。今こそ行政書士が求められています。私たち行政書士が顧客企業の苦境打開のため「知的資産経営のエキスパート」として顧客企業を支援させていただきたいと思っています。引き続き開催する「知的資産業務」研修の具体的活用や中小企業支援施策の活用を進めましょう。

自動車交通事故における自動車賠償責任保険の請求業務は行政書士の業務ですが、最近では加害者が加入している保険会社が請求手続きを行うことが多くなり、肉体的にも精神的にも、経済的にも被害を受けた方が納得できる請求がなされていないことをよく聞きます。古くて新しい業務でもある自賠責保険請求業務を私ども行政書士が被害者の立場で進めていくことが求められていると思います。今年は、再び研修を実施し苦しい思いをされた方への支援も強化しようではありませんか。

また、会員自らが現状に甘んずることなく常日頃からの「自己研鑽」「資質の向上」に取り組んでいただきたいと思ひますし、当会でも引き続き顧客企業を守り発展させるため日本政策金融公庫や商工団体、金融機関と連携し企業法務・知的資産・金融関係の研修会を開催したいと思っています。また、職務上請求書の不正使用のニュースが昨年もありましたが、当会会員でも疑わしい事案が報告されています。今年も引き続きコンプライアンス確立に向けた研修を実のある方法に強化したいと思います。

昨年発表された行政不服審査法改正案には私どもの要望内容が示されませんでした。日行連は、行政書士法改正により行政不服審判に対する行政書士の代理権獲得を目指し新たに成立した自公政権に働きかけを推進しています。私たちは行政書士の代理権獲得を目指し、行政書士の代理権が全国的な要望となるような行動を日行連に期待するとともにその一翼となって取り組む決意であります。

最後になりましたが、本会会員諸先生並びに関係各位に、なお一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、幸多い繁栄の一年になりますことをご祈念申し上げまして年頭のご挨拶といたします。



## 行政書士制度構築に向けて



日本行政書士会連合会 会長 北山 孝次

平成 25 年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

日頃より、全国の行政書士会及び会員の皆様におかれましては、本会の事業運営にご理解、ご協力賜わるとともに、行政書士制度の発展にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

私も平成 21 年 6 月の定時総会で会長に選任され、平成 23 年 6 月の再任を経て、3 年半余りの間、会長の職務を務めてまいりました。この間、行政不服申立て代理権の獲得を目指す法改正のための活動を中心に据え、各種事業に取り組むとともに、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の復旧、復興への支援に対応してまいりました。これも会員の皆様のご理解の賜物と、重ねて感謝申し上げます。

行政書士法第 1 条の「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という理念の実現を目指し、「勝ち残る行政書士」「国民に寄り添う行政書士制度の構築」などのキーワードを掲げて会務にまい進してまいりました。

その理念実現のためにも、日行連の財政基盤の充実が必要と考え、昨年の定時総会で会費の改定を目指しましたが、残念ながら三分の二以上の代議員の賛意を得ることができませんでした。ある意味では「その前にやる必要があるだろう」というメッセージだったと認識しています。

そのためには、日行連事業を見直し、行政書士制度構築のグランドデザイン（全体構想としての長期計画）をまとめ上げ、会員の皆様と共有を深めていくことが肝要で、それにかかる努力が何よりも求められていると思います。グランドデザインの策定、共有のためには一定の時間と討議が必要と考えます。

まず、日行連としてやらなければならない事業は断固として進めます。行政不服申立て代理権のような優先順位の高い法改正課題であり、職域の確保・拡大です。職域の確保は、従来から行政書士が行ってきた業務を守ることで、自動車保有関係手続ワンストップサービス（OSS）の中間登録展開への対応であり、昨今、浮上してきた他団体による業務侵害に対する対応などです。

この他に、廃棄自動車登録抹消手続や原子力発電所事

故の損害賠償手続などを通じて実績を重ねてきた震災復興支援事業の継続も必要であり、超高齢化社会から求められるニーズにも応えていかなければなりません。

また、一昨年来の行政書士による職務上請求書の偽造事件報道により行政書士及び行政書士会の社会的信頼が大きく失墜しました。コスモス成年後見サポートセンターの事業も拡大するなか、この反省を踏まえ、会員や会のコンプライアンスに対する施策は、全てに勝る事業であり、待ったなしの事業であると考えます。

加えて、日行連の会館取得（新築又は賃貸を含む移転）への取組みも進めなければなりません。これは単に器だけの問題ではありません。行政書士制度の「総本山」として、円滑な事業推進のステージを確保することが、次世代を担う会員、役員に対する責務と考えるからです。

しかし、一方、会費の改定について「その前にやるべきことがあるだろう」というメッセージを受けて、どのような会務運営をするかということも、私をはじめ執行部に課せられた大きな課題です。

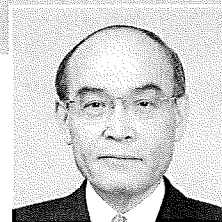
今年を、事業の見直しを含め、将来に向けたグランドデザインを決める新たなスタートの年とし、次の 4 項目を大きな柱に据え、今後、日行連において真摯な議論を経て、将来に向けての道筋を描いていきたいと考えます。

- ①行政不服申立ての代理権獲得と国民のニーズに応えられる行政書士制度の構築
- ②日行連事業の「スクラップアンドビルド」と「選択と集中」
- ③「社会貢献業務扶助制度」事業に係る検討
- ④会費滞納者に対する登録抹消の容易化の検討

引き続き会長として全国会員の先頭に立ち、間断なくまい進することをお誓い申し上げ、併せて、新年が石川県行政書士会ならびに会員の皆様にとって益々発展の年となりますように祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。



## 年頭の挨拶



石川県知事 谷本 正憲

新年明けましておめでとうございます。石川県行政書士会の会員の皆様におかれましては、晴れやかに新年をお迎えのことと、お慶び申し上げます。

皆様のたゆまぬご努力により、行政書士制度が着実に発展を遂げられ、社会において確固たる地位を築かれたことは、ひとえに皆様が業務に精励され、県民の信頼にこたえてこられた賜であり、深く敬意を表します。

今日、県民の行政サービスに対するニーズはますます多様化しており、県民と行政をつなぐ懸け橋として、また、県民に最も身近な法律の専門家として、欠くことのできない存在となっている皆様に寄せられる期待は、さらに大きくなっていくものと思います。

さて、本県も本格的な人口減少社会を迎え、広域交流基盤を最大限に活用して人やモノの交流を盛んにし、石川の活力を向上させていかなければなりません。

交流基盤整備の総仕上げとも言える北陸新幹線については、昨年末、国において、金沢・敦賀間の新規着工を認める方針が決定されました。これまでの多くの皆様方のご尽力に心から感謝を申し上げたいと思います。

開業年度まであと2年と迫った本年は、開業効果を最大限に引き出し、県内全域に波及させるための取り組みに加え、首都圏への情報発信と開業キャンペーン等の実行に向けたプランの策定や、並行在来線対策など、金沢開業に向けた準備を加速させてまいります。

今後とも、平成26年度末までの金沢開業はもとより、敦賀までの一日も早い開業、大阪までの延伸について、関西圏を含めた沿線各県と連携を密にし、最大限の努力をしていきたいと考えています。

金沢開業を見据えた県都金沢の賑わいづくりについては、平成26年度までに、金沢城公園の「橋爪門(はしづめもん)」二の門の復元による金沢城三御門の完成や、旧県立体育館跡地の「玉泉院丸跡」の暫定整備、県立歴史博物館のリニューアルを進めてまいります。

本県の経済・雇用情勢は、全体として持ち直しが続いているものの、急激な円高の進行や、海外経済の下振れ懸念などもあることから、確実に回復軌道に乗せていく必要があります。引き続き、経済・雇用対策に総力を挙げてまいります。

県民の皆さんの安全・安心の確保については、東日本大震災を受け、石川県地域防災計画の見直しや津波浸水想定区域図の作成など、防災対策の充実強化を図るとともに、地域における医療提供体制の確保については、医師や看護師の確保対策や救急医療体制の強化などを図るほか、新たな県立中央病院の基本設計に向けた作業を進めてまいります。

少子化対策については、「いしかわエンゼルプラン2010」に基づき、社会全体で子育て支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組むとともに、高齢者福祉については、「長寿社会プラン2009」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心な生活を送ることができるような社会づくりを進めてまいります。

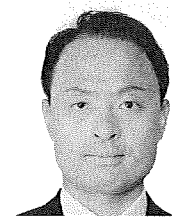
また、昨年6月に「能登の里山里海」が日本で初めて、先進国でも初めてとなる世界農業遺産に認定されたことを機に、里山里海の地域資源を活用した生業の創出を図ることなどを通じて、里山里海の利用・保全や地域の振興に取り組んでまいります。

本県の財政は、社会保障関係経費の増加などにより、引き続き厳しい状況が見込まれています。このため、昨年3月に策定した「行財政改革大綱2011」に掲げた改革項目を着実に推進し、持続可能な行財政基盤の確立に努めてまいります。

行政書士の皆様におかれましては、今後とも、県政の発展にお力添えをいただくことをお願い申し上げます。

最後に、石川県行政書士会の今後ますますのご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からご祈念申し上げ、年頭のご挨拶といたします。

## 新年のごあいさつ



金沢市長 山野 之義

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様方におかれましては、健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

石川県行政書士会におかれましては、本市の国際交流まつりにおける無料相談の実施など、日頃、本市市政に対しまして格別のご理解とご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

また、これまでの無料法律相談会の開催に加えて、昨年は日本政策金融公庫と「中小企業等支援に関する覚書」を締結され、中小企業からの相談や研修講師派遣などの対応を強化されました。会員の皆様方におかれましては、このような地道な活動を通じて、「あなたの街の法律家」として地域の中で大変重要な役割を果たされ、市民の信頼に応えておられます。これもひとえに、皆様方の日々の研鑽の賜であり、心から敬意を表する次第であります。

さて、社会・経済情勢が混沌とする中であって、本市では、未来に向けたビジョンを明確に示し、そのための戦略を構築していくため、「新たな都市像」の作成に取り組んでおり、かねてから検討を重ねていただいております有識者懇談会において、昨年末、その骨子案がまとまりました。

この骨子案には、本市においてこれまで培われた歴史・伝統などの比類なきまちのストックを国の内外に積極的に発信し、人、モノ、情報等が集積する交流拠点を目指し、また、その交流や刺激を通じて、新たな文化やビジネスの創造を図っていくことや、市民一人ひとりが絆やつながりを大切にしながら、市民協働の市政の推進やコミュニティの再生等に積極的に役割を果たし、誇りあるまちを築いていくことが重要であるとの思いが込められております。今後、本年 3 月末を目途に、市議会や市民の皆様のご意見を広くお聞きしながら、その内容を確定し、本

市が目指すべき方向性を示してまいりたいと存じます。

また、あと 2 年余りとなった北陸新幹線の金沢開業の効果を最大限に引き出すため、金沢駅西広場の再整備を加速させるとともに、中心市街地の活性化に向けて片町地区の老朽ビルの再生や無電柱化の推進などに取り組むほか、寺町台地区など城下町金沢の歴史資産や芸術文化を活かしたまちづくりを一層推進し、「都市機能が充実した個性あるまち」を目指してまいります。

加えて、中小企業の資金繰りの円滑化に取り組むほか、起業家の支援に努めるとともに、企業誘致の促進に向けて金沢森本インター工業団地の整備を本格化するなど、地域経済の活性化を図り、「活力と創造性にあふれるまち」をつくっていきたいと考えております。

さらに、「自然と共生し、未来につながるまち」をつくっていくため、本市の特性を活かした再生可能エネルギーの導入やふるさとの森づくり協定による森林整備の促進を図るほか、子育て支援策の充実、いじめ対策や支援が必要な子どもたちへの対応の強化にも取り組んでまいります。

本市といたしましては、これら金沢の将来につながる施策の推進に積極果敢に取り組んでまいりたいと存じますので、本年も、皆様方のお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

むすびに、会員の皆様方のご多幸と石川県行政書士会のますますのご発展を心からお祈り申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

# 石川県知事新年互礼会開催

広報部長 永倉 幸司

平成25年1月2日、金沢ニューグランドホテルにて谷本正憲石川県連合後援会新年互礼会が開催された。本会からは、宮川会長、茅野名誉会長、的場副会長、丁子副会長、森口副会長、藤井社会貢献事業部長、向井業務指導部長、中川金沢支部長、永倉広報部長が出席した。



# 平成24年度行政書士試験実施報告

試験場責任者 茅野 勇平

平成24年度行政書士試験は、11月11日（日）に実施されました。お陰様をもちまして滞りなく無事終了いたしましたことをご報告申し上げます。ひとえに石川県行政書士会会員の皆様のご協力の賜物であり、心より感謝申し上げます。

平成24年度の受験申込者は514名でありました。昨年度は586名であり今年度は72名の減少となりました。実際の受験者は406名で、受験率79%となりました。

試験会場は、JR金沢駅近くの金沢医療技術専門学校です。当日は、大変冷え込み、受験生の体調が心配になる一日となりました。私たち試験実施メンバーは常に受験生の皆様には良好な環境で受験していただきたいという緊張感の中、試験運営を行っております。当日はどのような事態が生じるか想像もつきません。今までの経験から、今回は事前に予備室を2部屋準備し、いかなる事態にも備えておりました。実際に当日は1名の予備室での受験生がおられました。試験実施メンバーの臨機応変な対応により、何事もなく試験を終えられた姿をみて、私たち試験実施メンバーはホッと胸をなでおろしたところです。

最後になりましたが、宮川外茂次会長をはじめ試験実施メンバー37名の方々、側面から支援していただきました石川県行政書士会の皆様に心からの感謝を申し上げて、平成24年度行政書士試験実施のご報告とさせていただきます。





# 日行連・中地協連絡会報告

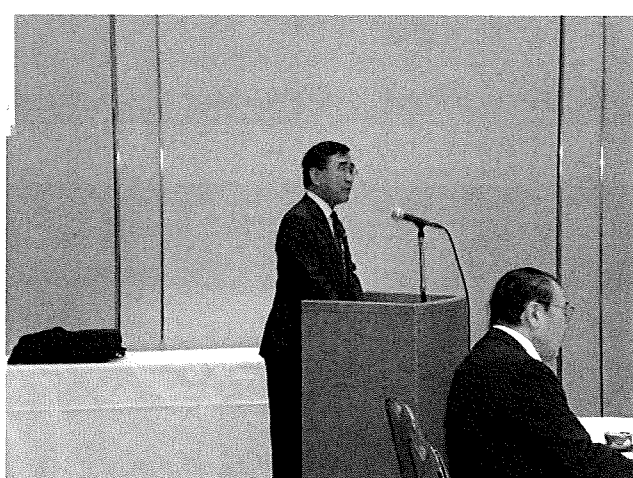
広報部長 永倉 幸司

平成 24 年 10 月 27 日（土）、「日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会」が日行連、日政連をはじめ中部 6 県各単位会から 55 名が出席し、三重県四日市市の四日市都ホテルにて行われた。

宮川外茂次中地協会長（当会会長）が冒頭挨拶をし、的場晴次中地協副会長（当会副会長）が司会を、伊藤庄吉三重会会長が座長を務めた。

各単位会から日行連への質問、要望事項が 15 本程度あり、北山孝次日行連会長、怡土利光日行連専務理事及び、日政連桑原一男副会長が答弁を行った。また、各単位会間の意見交換も行われた。午後 5 時 30 分より懇親会が行われ、来賓として武内彦司四日市市副市長、藤井浩治四日市市議会議長が出席した。

本会からは宮川会長、的場副会長のほか、丁子中地協経理担当（石川会副会長）、勝尾総務部長、永倉広報部長、寺分経理部長、事務局より澤野事務局員が出席した。



# 理事会実施報告

総務部長 勝尾 太一

本年度第 2 回理事会が、平成 24 年 12 月 8 日（土）、地場産業振興センター本館 2 階第 2 会議室にて開催されました。

報告事項として、各部・各委員会より本年度上期の事業実施にかかる報告がなされ、概ね当初計画に従い各部・各委員会の事業が実施されたことが確認されました。特筆すべき事項として、ICT 特別委員会からは、懸案であった会員専用サイト「会員の部屋」の全面リニューアルが完了し、電子メールによる会員向け情報発信の方法の見直し（電子メールに直接電子データを添付して送付する方法）を行うなど、会員の皆様の利便に資する改善された旨の報告がなされました。また、総務部からは全国で頻発する職務上請求書の不正使用を受けて当会においても綱紀肅正を図り何らかの対応が必要である旨の報告がなされました。

審議事項として、各部・各委員会から提案がなされた事項について慎重審議の結果、それぞれ提案の通り可決承認されました。特筆すべき事項として法規企画部と監察部から部の統合（法規企画部と監察部の合併）についての提案がなされました。既に、日行連や他の多くの単位会においても法規企画部と監察部は一つの部として運営されていることに鑑み、当会においても限られた役員が効果的に会務を行い、経費の節減に適うことから妥当であるとの結論に至っております。

理事会にて承認された事項を遺漏無く完遂し、任期満了まで、理事一丸となり会員の皆様の業務の改善進歩を図るべく務めて参ります。

# 行列ができる無料相談会

広報部副部長 前川 仁恵

平成 24 年 10 月 20 日 (土) に香林坊アトリオ4階のアトリオサロンで、石川県士業団協議会主催の無料相談会が開催された。行政書士をはじめとする 10 士業の専門家があらゆる問題をワンストップサービスで相談に応じるというものである。

今年で第 11 回目を迎え、県民の皆様には周知されてきたことを実感したが問題点もあった。それは開催 2 日前に 1 日合同相談所という無料相談会 (石川行政評価事務所と金沢市広報公聴課共催) が同じ場所で同じ時間帯で実施されたために結果として無料相談会への報道機関も集まらず相談者数も例年に比べ減少した。石川県士業団体協議会としては残念な結果といえるのではないかと。来年度以降については対策を講じる必要があると思う。

下記は、相談者に行ったアンケート結果の一部である。

## ①日常生活で、何か困りごとがあったとき、誰に (どこへ) 相談しますか?あるいは相談をしたことがありますか?

(回答数 計 35 件)

1位 弁護士 (22.9%)、2位 司法書士 (17.1%)・知人 (17.1%)

4位 税理士 (11.4%)、5位 行政書士 (5.7%)・行政相談窓口 (5.7%)

## ②日常生活で、どのような問題で相談したいと思えますか? (複数回答 計 41 件)

1位 相続 (26.8%)、2位 税金 (14.6%)、3位 年金 (9.8%)、

4位 遺言 (7.3%)・隣地境界 (7.3%)・経営 (7.3%)・不動産鑑定 (7.3%)

## ③性別及び年齢別については

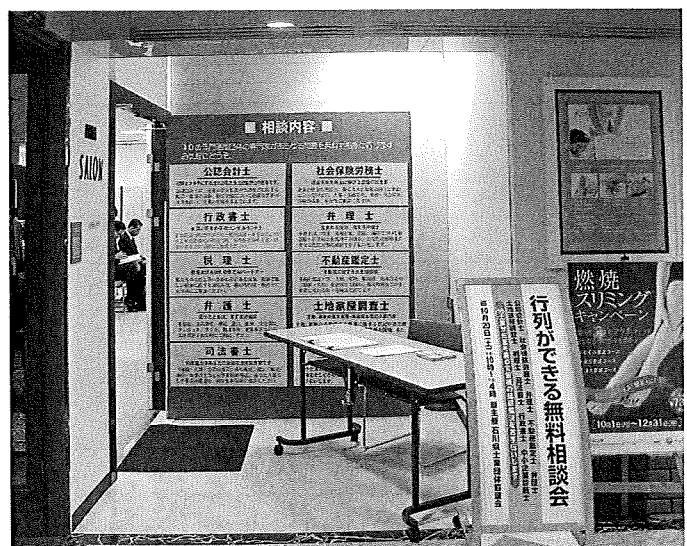
男性 42.3%、女性 57.7%で、30 代から 80 代まで平均的に相談に来られた。

## ④本日の相談会を何でお知りになりましたか?

1位 新聞 (53.8%)、2位 大和に来てから (19.2%)、3位 テレビ (7.7%)

以上のことから、日常生活の困りごとでは依然として弁護士、司法書士が多いが知人という結果も案外多いことがわかった。相談内容としては、やはり相続が 4 分の 1 を占めていてそれに関連するのか税金等の相談も多い。告知方法としては、新聞の効果というのはやはり大きいことを実感した。

個人としては、行政書士がさらに市民の身近な相談窓口になり得るよう、本会の活動等を通して、また日常の業務を通して日々研鑽を積んでいきたい。



# 平成 24 年度 広報月間無料相談会結果報告

## ■ 無料相談会内容別相談件数

	電話相談	各支部の面談による無料相談					合 計
		輪 島	七 尾	金 沢	小 松	加 賀	
権利義務・事実証明関係							
遺言・相続	44	3	3	51	1		58
各種契約 (贈与、売買、賃貸借等)	6	1	1	7			9
定款、内容証明、会計帳簿				2			2
不動産関係			1	14	1		16
戸籍関係 (結婚、離婚、養子縁組等)	5			9			9
成年後見				8			8
知的財産 (著作権)							
その他		1		12			13
小 計	55	5	5	103	2		115
許認可関係							
許認可申請手続 (建設、風俗営業等)				2			2
法人設立	1			4			4
土地開発							
農地転用				1			1
自動車関係 (車庫証明を含む)				1			1
入管関係 (外国人労働者等)				2			2
その他	9			1			1
小 計	10			11			11
合 計	65	5	5	114	2		126

## ■ 無料相談件数の推移 (6年間)

	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年
電話相談	124	116	131	93	79	65
支部無料相談会 (面談)	156	166	128	145	113	126
合 計	280	282	259	238	192	191

## ■ 19市町広報誌掲載結果

	市 町 名	合 計
輪島支部	輪島市 珠洲市 穴水町 能登町	4
七尾支部	七尾市 羽咋市 志賀町 宝達志水町 中能登町	5
金沢支部	かほく市 白山市 津幡町	3
小松支部	小松市 川北町	2
加賀支部		
合 計		14



▼ショッピングセンターファミイ（輪島支部）



▼アル・プラザ鹿島（七尾支部）



▼イオンモールかほく（金沢支部）



▼イオンもりの里（金沢支部）



▼アル・プラザ金沢（金沢支部）



▼アピタ松任（金沢支部）



▼アル・プラザ小松（小松支部）



■相談会を知るようになったきっかけ

媒体	テレビCM	ラジオ	チラシ	新聞	自治体広報誌	その他	計
面談	11	0	51	32	5	18	117
電話相談	6	1	13	38	5	1	64
計	17	1	64	70	10	19	181
構成比	9.4%	0.6%	35.4%	38.7%	5.5%	10.5%	100.0%

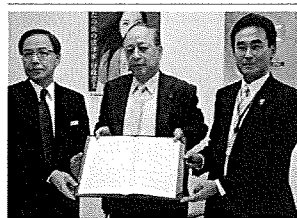
※重複回答含む(無回答あり)

パブリシティ

# 新聞報道 されました！

## 中小企業等の支援で連携

### 日本公庫と石川県行政書士会



この日、同公庫金沢支店で開かれた締結式で山下和

日本政策金融公庫（以下「公庫」）の専門的技術支援「小松支店」について個別企業から相談したいという希望から中小企業支援に関する覚書を締結した。写真は、石川県内における中小企業等の資金調達や許認可の申請手続きなどについて、公庫と行政書士会が連携して支援する。今回の業務連携により、公庫と行政書士会が連携して支援する。今回の業務連携により、公庫と行政書士会が連携して支援する。

客先にも資金制度を周知できると連携のメリットを強調。同行政書士会の宮川外茂次会長も許認可手続きと資金調達の密接な関係を示した上で「両者を有効に結びつけ、企業の発展に役立てられれば幸い」と述べた。

北陸中日新聞 平成 24 年 12 月 22 日

### 中小企業支援で連携

覚書に調印する宮川会長（左列手前から2人目）と能登副会長（右列手前から2人目）ら—白山商工会議所で

行政書士会と党書

行政書士会と白山商工会議所の覚書締結式。覚書には、中小企業への情報提供や相互の研修への講師派遣、個別企業からの相談対応など五項目の連携内容を盛り込み、商工会議所や商工会窓口として、会員企業への支援体制を整える。締結後、行政書士会の宮川外茂次会長は「地域に貢献したい」と意気込みを語った。白山商工会議所の能登副会長も「会員が中核となるようサポートする」と意気込みを語った。（小塚悠）

## 石川県行政書士会が白山市経済団体連絡協議会と経営支援で連携

石川県行政書士会は、石川県白山市の白山市経済団体連絡協議会と平成 24 年 12 月 21 日（金）、中小企業支援に関する「覚書」を締結し、調印式が白山商工会議所で行われました。白山市経済団体連絡協議会は白山商工会議所（白山市）、美川商工会（美川地区）、鶴来商工会（鶴来地区）、白山商工会（白山麓地区）で組織され、白山市域の商工業者をほぼカバーし、会員数は 3,000 人近くとなります。

厳しい経済環境にある地方の、特に中小企業にとって、まさに試練の時と言っても過言ではない状況の中、会員の多くが中小零細企業である経済団体は、経営安定化対策を重点施策として中小企業を支援するにあたり、「社会が複雑化する中で自力での対応が困難」（調印式での白山商工会議所能登陸市副会長挨拶）との判断から、白山商工会議所から石川県行政書士会に連携の打診がありました。これを受け石川県行政書士会は許認可手続き、事業承継、知的資産経営支援、外国人就労のための在留資格案件対応等、中小企業等の支援を行ってきたこれまでの実績を踏まえ、白山商工会と相互に連携を強化することで合意いたしました。その後近隣の商工会も趣旨に賛同し、当連携に参加することとなり、最終的に白山商工会議所、美川商工会、鶴来商工会、白山商工会とこれらの経済団体で組織される白山市経済団体連絡協議会との「覚書」締結となりました。

「覚書」には、当会宮川外茂次会長と白山市経済団体連絡協議会会長（白山商工会議所会頭兼務）、白山商工会議所能登陸市副会長、美川商工会吉田隆男会長、鶴来商工会長基健司会長、白山商工会林繁会長が押印しました。（平成 24 年 12 月 22 日北陸中日新聞提供 上図参照）

調印式には当会からは、的場晴次副会長、丁子泰征副会長、勝尾太一総務部長、前川仁恵理事が同席しました。

石川県行政書士会では、平成 24 年 3 月白山市と「成年後見制度の白山市長申立てに係る戸籍調査等業務委託協定書」を締結しました。白山市とは、親族調査に留まらず、市主催の相談会への行政書士派遣、市の審議会委員の推薦依頼など、行政を窓口とした市民との対応も期待されています。平成 24 年 10 月には日本政策金融公庫の県下の金沢支店、小松支店と金融面を切り口とした中小企業等支援の「覚書」を締結し、さらに今回の経済団体との連携により、幅広い企業の支援をも行政書士に期待されることとなります。

## 第23回全国女性行政書士交流会 IN くまもとに参加して 七尾支部 高原 美己子

平成24年11月2日(土)・3日(日)、熊本市において「第23回全国女性行政書士交流会」が開催され、参加させていただきました。

初めての参加で若干不安を抱いておりましたが、熊本会の会員の方々のあたたかい出迎え、そして集合場所より会場に向かうバスの中の和気あいの雰囲気気が気持ちをやわらげてくれました。

- 今年の交流会は ①活動報告~福島は今~  
②分科会  
③「こうのとりのゆりかご」への思い

という3つのテーマで構成されておりました。

福島県根本会員による現状報告では、報道などでは伝わらないような率直な思い、苦悩に胸が熱くなると同時に、今後の長い支援がいかに必要かということを考えさせられました。

また分科会では主な取り扱い業務に分かれての活発な意見交換が行われました。皆さん仕事の話となると目の色が変わったようにいきいきと話され、その前向きな姿勢に非常に刺激を受けました。

続く熊本慈恵病院田尻看護部長による『「こうのとりのゆりかご」への思い』においては、賛否両論、どちらかと言えば俗に「赤ちゃんポスト」と言われ否定的な意見が多いなか立ち上げた当時の経緯などをお話くださいました。開設後も24時間体制で電話相談を受け、その電話が全国津々浦々より届くこと、若年層が多いこと、相談時間は夜間が半分を占めること、などが報告され、何とかして助かる命を救いたいという強い思いに敬服いたしました。

交流会のテーマも非常に中身の濃いものでありましたが、その合間に各県の会員の皆さんといろいろなお話をさせていただけたことが、私にとっては特に今回の参加を意義深いものにしてくれたと感じております。ある会員の方の「100円を大事にとっておいても100円。だけどこの会に参加することにより200円にも300円にもなって自分に返ってくるからいつも参加するの。」との言葉が非常に印象的でした。

第2日目は集中豪雨の爪痕が残る阿蘇観光をし、さらに親睦を深めるとともに、「来年は埼玉で」を合言葉に熊本をあとにしました。





## 宮城県行政書士会、福島県行政書士会訪問報告

1. 昨年10月17日～19日にかけて、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県行政書士会（以下、「宮城会」という。）及び福島県行政書士会（以下、「福島会」という。）を訪問させて頂きました。

訪問の目的は、当会で「災害時に行政書士会及び行政書士が行う被災者支援等の社会後見活動を行うための基本方針」を策定するため宮城会、福島会から指導・助言を受けることです。

2. 東日本大震災を原因とする津波により、岩手県、宮城県、福島県の3県だけでも20数万台もの自動車が流失、損壊などの被害を受けました。

当初、被害車両の廃車手続（永久抹消）は、通常通り東北運輸局、及び各支局の窓口で取られておりましたが、一時期の取扱件数としてはその数が桁違いに膨大であるうえに、車両が無い（ナンバープレートが無い、車検証が無い）、印鑑がない、（役場が甚大な被害を受けたため）印鑑証明書が発行されないなど通常の手順では全く手続を進めることができない中で運輸局・各運輸支局は混乱に陥っておりました。この状況を打開するため運輸局・各運輸支局から、行政手続きの専門家である行政書士（会）に協力要請があり、東北の各単位会等の会員が手弁当でその手続対応にあたり、大きな社会貢献を果たすことに寄与したことは皆様もご承知の通りです。

この大量の被害車両の廃車（永久抹消）手続を円滑に進めるため、被災各県の各単位会が行った、出張受付による廃車手続支援の実施状況、単位会として組織的に如何に対応したのかを学ばせていただきました。

3. 現在、当会には、災害発生時の対応について具体的な定めはありません。自然環境に恵まれ、これまで特筆されるような大規模災害とは縁遠い穏やかな地域と思われていた石川県ですが、まだ記憶に新しい平成19年の能登半島地震に見られるように、大規模地震の発生は決して他人事ではなく、少なくとも想定し得る災害に対応するため最低限の対応指針の策定は、重要な課題といえます。

4. 宮城会、福島会の各単位会において、震災以前に災害対応マニュアルやBCP等は存在せず、震災直後、会長を責任者とする災害対策本部を立ち上げ、本会役員、支部役員総動員で対応にあたったとのことでした。もっとも、今回のように想像を絶する想定外の災害発生に対しても、最低限の行動指針等は定めておくことが重要である旨の助言がありました。今回のヒアリングを踏まえ、特に次の事項についてしっかりと指針を策定すること、さらには具体的な規定を定めることが重要になると考えられます。

（1）会員の安否確認の方法及び集約方法の確立（本会と支部の連絡体制を含む）

（2）緊急時体制の構築（情報収集、官公署等の連絡体制を含む）

（3）対外支援体制の構築（その前提として会員の主たる取扱い業務の把握等を含む）

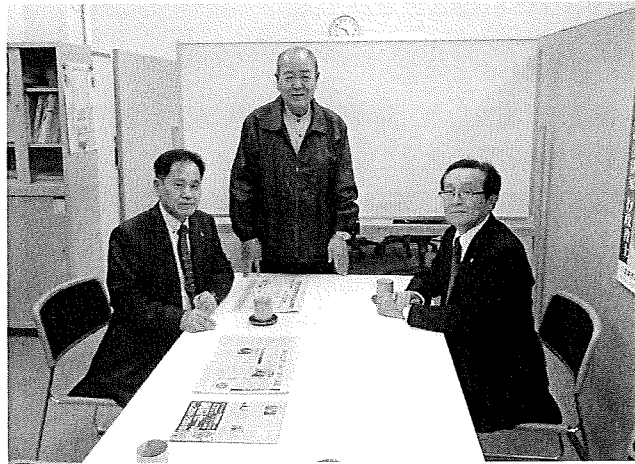
5. まず、（1）について宮城会、福島会共に会員数およそ800名の中規模単位会であり、会員の連絡等に関する取扱いは各支部が行うこととなっておりました。当会に比べ、支部と本会の役割分担は明確に区分されており、電気、通信インフラがダウンする中であっても、支部役員等が安否確認を行い、本会においてこれを集約することが比較的スムーズに実施できたとのこと（安否確認そのものは、大変なご苦労があったことは言うまでもありません）。当会は、会員数340名という小さな単位会であり、支部と本会の役割が必ずしも明確に区分されているとは言えません。災害発生時に混乱することなく、しっかりと機能する体制を構築することは必須であると考えます。

次に、（2）について、震災以前に宮城会、福島会では具体的な指針や規定が策定されておらず、急遽、執行部で稼働できる役員が中心となり体制を構築したとのことでした。緊急時においては、執行部内部における指揮系統（順位）、即応性、権限の委譲が重要になると考えられます。限られた役員の中で機能する緊急時体制を構築するための研究が必要であると思いました。

最後に、対外支援体制の構築について（今回の震災にあっては、廃車手続支援）、宮城会では災害時の対外支援体制に関する具体的な定めが無かったため、当初、役員が知己を持つ会員の中で自動車登録手続に精通している会員に直接連絡をとることにより要員を確保したとのことでした。しかし、この方法は継続的に要員を派遣し続けることは困難であり、一部の会員に負担が掛かるなど必ずしも効果的とは言えなかったようです。福島会にあっては、名誉会長が自動車関連手続の専門家であったことから、迅速に廃車手続支援を行うための要員確保ができたとのことでした。効果的な支援体制を構築する第一歩は、どの会員が何の業務に精通しているのかを予め

把握しておくことが重要であることを実感いたしました。

6. 紙面の関係上、本稿では一部の報告となりますが詳細報告は別の方法で皆様に公開させていただきたいと思えます。被災地の復興が叫ばれておりますが、実際には「復旧」さえままならない地域が存在しております。その様な中であって、当会の訪問を暖かく迎えて下さった宮城会、福島会の皆様に深く感謝を申し上げます。真の意味での復興が果たされることを願います。



## 職務上請求書の交換始まる！

総務部長 勝尾 太一

皆様、既にご承知の通り、住民基本台帳法の改正に伴い日本行政書士会連合会統一用紙（いわゆる職務上請求書）の様式変更が行われました。外形上、大きな変化は無く、住民基本台帳法第12条の3第7項による基礎証明以外の事項（4）の項目中、「本籍」との表記が「本籍又は国籍・地域」に改められたこと等に差を生じております。

当会事務局では、現在、使用中の職務上請求書を無償にて未使用の職務上請求書（旧様式）と新様式の職務上請求書を交換させていただいております。一枚でも未使用の職務上請求書があれば新様式の職務上請求書と交換いたします。

未使用の職務上請求書には、①全ての欄に一切記載がない場合、②請求者（7）欄や、登録番号及び電話番号（8）欄のみにゴム印などを押印等している場合が、これにあてはまります。書き損じは、未使用に含まれません。

当会事務局における職務上請求書の交換は、次の通り実施しております。

### 1. (交換場所)

- 本会事務局

ただし、郵送によることも可能です（送料等別途ご負担いただきます）。

### 2. (期 間)

- 平成25年3月29日（金）まで
- 月曜日から金曜日の午前9時～午後3時

### 3. (必要書類等)

- 未使用の職務上請求書
- 職印
- 行政書士証票

ご注意： 交換には必ず行政書士本人が事務局にお越し下さいますようお願い致します。

郵送による手続は、先に送付致しました「職務上請求書の新様式への交換について」をご確認下さい。

旧様式の職務上請求書は、本年3月31日以降、使用することが出来ませんので、早めの交換をお願いいたします。

行政書士の職務上請求書の不正使用が後を絶ちません、会員各位におかれましては、細心の注意の下、職務上請求書の不正使用のなきようお願い申し上げます。

# 知財業務にも目を向けてみませんか

知的財産権について (文化庁 H/P より)

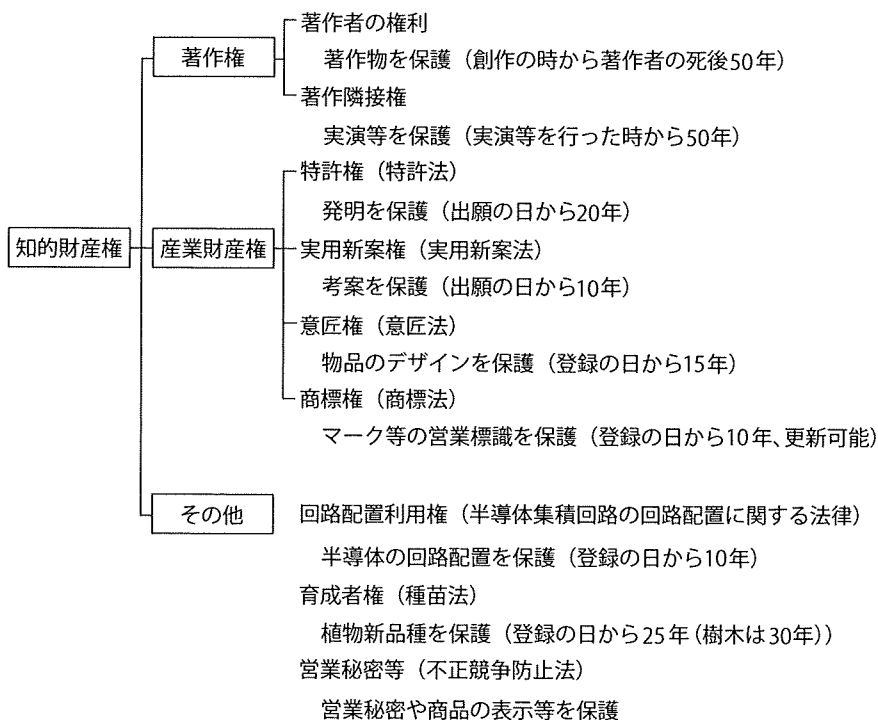


自由利用マークとは？

著作物を創った人（著作者）が、自分の著作物を他人に自由に使ってもらってよいと考える場合に、その意思を表示するためのマークです

(会社のパンフレットにコピーして配布することなどは、営利目的の利用ですが、無料配布であればできます)

「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かを創り出した人に対して付与される、「他人に無断で利用されない」といった権利であり、これには以下のようなものが含まれます。なお、同じものを意味する用語として、「知的所有権」や「無体財産権」という用語が使われることもあります。



近年、知的財産権の対象は拡大される傾向にあり、今後、上記以外にも様々なものが保護の対象となる可能性があります。なお、これらの権利のうち産業財産権等は、権利を取得するために「申請」「登録」などの手続きが必要ですが、著作権は、こうした手続きを一切必要とせず、著作物が創られた時点で「自動的に」付与するのが、国際的なルールとされています（権利取得のための「登録制度」などは禁止）。これを「無方式主義」といいます。

## Q. 著作権に関する登録制度はなぜ必要か

A. 著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、その取得のためになんら手続を必要としません。ここが、登録することによって権利の発生する特許権や実用新案権などの工業所有権と異なる点です。著作権法上の登録制度は、権利取得のためのものではありません。また、登録は著作権の移転の要件ではなく、登録をしなくても移転の効力は有効に生じます。では、なぜ登録制度があるのでしょうか。それは、著作権関係の法律事実を公示するとか、あるいは著作権が移転した場合の取引の安全を確保するなどのためです。そして、登録の結果、法律上一定の効果が生じる

## 情報コーナー

こととなります。なお、プログラムの著作物を除くその他の著作物については、創作しただけでは登録できません。著作物を公表したり、著作権を譲渡したなどという事実があった場合にのみ、登録が可能となります。

### 行政書士が出来る知財業務 (日行連H/Pより)

文化庁への登録申請業務は、行政書士の専管業務となっています。

知的財産権分野において行政書士は以下のような様々な活動を行います。

- ① 著作権分野
  - ・著作権登録申請
  - ・プログラム著作物登録申請
  - ・著作権等管理事業登録申請
  - ・著作権者不明等の場合の裁定申請
- ② 業財産権分野
  - ・特許権・商標権等の移転登録、実施権の登録申請など
- ③ 農業分野
  - ・種苗法に基づく品種登録申請
- ④ 契約業務
  - ・著作権・特許権・商標権等の売買、ライセンス契約における代理人としての契約書作成、コンサルティング
- ⑤ その他
  - ・半導体集積回路の回路配置利用権登録申請
  - ・侵害品輸入差止申立手続
  - ・公証制度活用など

## 著作権登録制度の概要

著作権登録制度一覧表

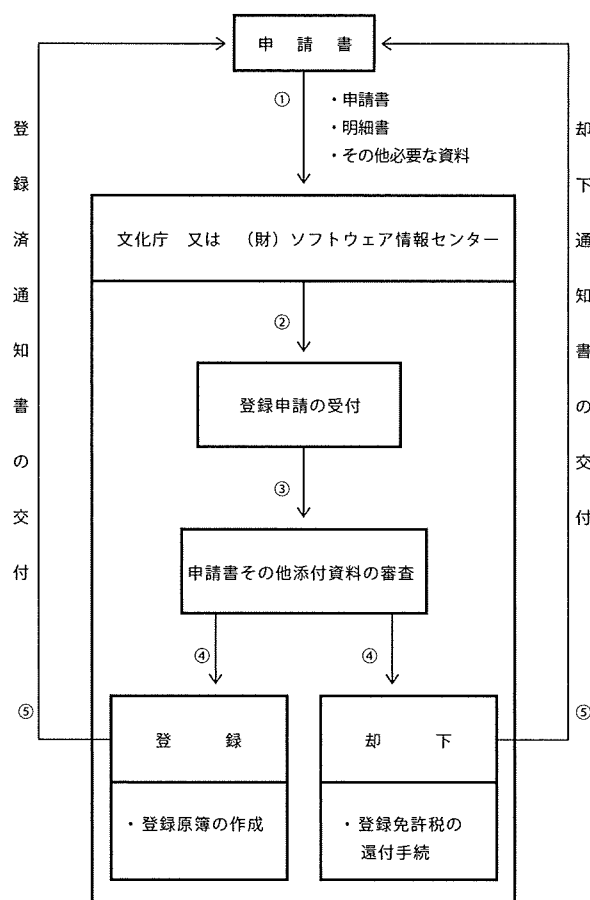
登録の種類	登録の内容及びその効果	申請できる者
実名の登録 (法第 75 条)	無名又は変名で公表された著作物の著作権者はその実名(本名)の登録を受けることができます。 [効果] 反証がない限り、登録を受けた者が、当該著作物の著作権者と推定されます。その結果、著作権の保護期間が公表後 50 年間から実名で公表された著作物と同じように著作権者の死後 50 年間となります。	・無名又は変名で公表した著作物の著作権者 ・著作権者が遺言で指定する者
第一発行年月日等の登録 (法第 76 条)	著作権者又は無名若しくは変名で公表された著作物の発行者は、当該著作物が最初に発行され又は公表された年月日の登録を受けることができます。 [効果] 反証がない限り、登録されている日に当該著作物が第一発行又は第一公表されたものと推定されます。	・著作権者 ・無名又は変名で公表した著作物の発行者



# 情報コーナー

<p>創作年月日の登録 (法第 76 条の 2)</p>	<p>プログラムの著作物の著作権は、当該プログラムの著作物が創作された年月日の登録を受けることができます。 [効果] 反証がない限り、登録されている日に当該プログラムの著作物が創作されたものと推定されます。</p>	<p>・著作権者</p>
<p>著作権・著作隣接権の移転等の登録 (法第 77 条)</p>	<p>著作権若しくは著作隣接権の譲渡等、又は著作権若しくは著作隣接権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者又は登録義務者は著作権又は著作隣接権の登録を受けることができます。 [効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。</p>	<p>・登録権利者及び登録義務者 (原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)</p>
<p>出版権の設定等の登録 (法第 88 条)</p>	<p>出版権の設定、移転等、又は出版権を目的とする質権の設定等があった場合、登録権利者及び登録義務者は出版権の登録を受けることができます。 [効果] 権利の変動に関して、登録することにより第三者に対抗することができます。</p>	<p>・登録権利者及び登録義務者 (原則として共同申請だが、登録権利者の単独申請も可)</p>

## 登録事務の流れ



## 登録に係る費用

著作権等の登録時、登録免許税が課せられる。申請する登録の種類により登録免許税額が異なる。登録免許税は収入印紙により納付可能。但し、納付額が 30,000 円を超えるときは収入印紙での納付不可。その場合は日本銀行歳入代理店等で相当額を納付しその領収証書を添付する。

# 情報コーナー

## 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄） 別表第1 課税範囲、課税標準及び税率の表

登記、登録、特許、免許、許可、認可、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
10 著作権の登録（著作権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作権の移転の登録	著作権の件数	1件につき 18,000円
(2) 著作権を目的とする質権の設定又は著作権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000分の4
(3) 著作権を目的とする質権の移転の登録	著作権の件数	1件につき 3,000円
(4) 無名著作物又は変名著作物の著作者の実名登録	著作権の数	1件につき 9,000円
(5) 信託の登録	著作権の件数	1件につき 3,000円
(6) 第一発行年月日若しくは第一公表年月日又は創作年月日の登録	著作権の件数又は著作物の数	1件又は1個につき 3,000円
(7) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作権の件数又は著作物の数	1件又は1個につき 1,000円
(8) 登録の抹消	著作権の件数又は著作物の数	1件又は1個につき 1,000円
11 出版権の登録（出版権の信託の登録を含む。）		
(1) 出版権の設定の登録	出版権の件数	1件につき 30,000円
(2) 出版権の移転の登録	出版権の件数	1件につき 18,000円
(3) 出版権を目的とする質権の設定又は出版権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000分の4
(4) 出版権を目的とする質権の移転の登録	出版権の件数	1件につき 3,000円
(5) 信託の登録	出版権の件数	1件につき 3,000円
(6) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	出版権の件数	1件につき 1,000円
(7) 登録の抹消	出版権の件数	1件につき 1,000円
12 著作隣接権の登録（著作隣接権の信託の登録を含む。）		
(1) 著作隣接権の移転の登録	著作隣接権の権数	1件につき 9,000円
(2) 著作隣接権を目的とする質権の設定又は著作隣接権若しくは当該質権の処分の制限の登録	債権金額	1,000分の4
(3) 著作隣接権を目的とする質権の移転の登録	著作隣接権の権数	1件につき 3,000円
(4) 信託の登録	著作隣接権の権数	1件につき 3,000円
(5) 抹消した登録の回復の登録又は登録の更正若しくは変更の登録	著作隣接権の権数	1件につき 1,000円
(6) 登録の抹消	著作隣接権の権数	1件につき 1,000円

一定の手数料を支払うことで、閲覧及び謄本を請求可能。

申請に当たり、閲覧又は謄本交付を希望する登録の登録番号を特定する必要有。文化庁では登録状況を検索できるデータベースシステムを作成・公開している。

### 手数料一覧

事 項	手数料の額
(1) 著作権登録原簿等登録事項記載書類の交付	1通につき 1,600円
(2) 著作権登録原簿等の謄抄本の交付	1通につき 1,800円
(3) 著作権登録原簿等の附属書類の写しの交付	1件につき 1,100円
(4) 著作権登録原簿等の閲覧	1通につき 730円
(5) 著作権登録原簿等の附属書類の閲覧	1通につき 1,050円

皆さんも挑戦してみてはいかがでしょうか！

～知的財産管理技能検定について～

「知的財産管理技能検定」とは、「知的財産管理」職種にかかる国家試験です。

知的財産教育協会が年3回試験を実施します。試験は1級～3級それぞれについて学科試験と実技試験が実施され、学科試験および実技試験の両方を合格すると「技能士」と称することができます。

「知的財産管理」職種とは、企業・団体等における発明、実用新案、意匠、商標、営業秘密、著作物等の知的財産の創造、保護または活用を目的として業務を行う職種であり、具体的には、創造分野における価値評価、パテントマップの作成等、また保護分野における出願戦略の立案、手続管理等、また活用分野におけるライセンス戦略の立案、営業秘密管理等の知的財産の管理を行う職種です。

石川県でも2・3級の検定を実施しています。

## 行政書士ができる知的財産業務について

平成24年3月29日に日本行政書士会連合会と株式会社日本政策金融公庫が、「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。その後、石川県行政書士会と株式会社日本政策金融公庫金沢支店、小松支店が、中小企業等の資金調達や許認可事業への経営サポート等に関する問題解決を相互に連携して支援していくため、同年10月26日「中小企業等支援に関する覚書」を締結した経緯があります。また、最近では同年12月21日には石川県行政書士会と白山市経済団体連絡協議会とが「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。

今まで行政書士と日本政策金融公庫、白山市経済団体連絡協議会がそれぞれで行ってきたことを連携することにより、中小企業等の抱える金融・財務の問題や行政手続きなどの問題に対し、総合的な解決方法を提案できる態勢づくりに努めるというものです。今までよりも、金融、経済団体そして地元中小企業との関わりが強く求められることとなります。

### (覚書で締結した具体的な連携)

#### 1 中小企業等向けセミナー・相談会への講師派遣等

中小企業向けセミナーや相談会等を開催する際には、日本公庫及び行政書士会連合会の各種制度や業務内容等について相互に周知にするとともに、講師の派遣等について協力を行います。

#### 2 個別企業からの相談への対応

個別企業から、相互の専門的な分野について相談したいとの希望があった場合、相互に担当者を紹介し合う等の必要な協力を行います。

#### 3 相互の内部研修等への講師派遣等

相互の制度等に対する理解を深めるため、内部研修や会議等において、相互に講師を派遣し制度説明等を行います。また、定期的に、相互の担当者が集まる情報交換会を開催し、地域の動向について情報交換を行います。

## 情報コーナー

### (行政書士が行う中小企業支援業務)

- ①知的資産経営導入支援(※)、同報告書の作成支援
- ②事業承継支援、確定申請・認定申請書作成等
- ③企業再生支援、企業再生特例認定申請等
- ④経営革新計画承認申請、農業経営改善計画認定申請等
- ⑤農商工連携事業計画認定申請、地域資源活用事業計画認定申請、  
商店街活性化事業計画認定申請、ソーシャルビジネス、コミュニティビジネス支援等
- ⑥起業・事業支援公的融資申込、補助金・助成金事業者申請

今回は、その中で「知的資産経営導入支援、同報告書の作成支援」について紹介したいと思います。

「知的資産経営」とは、企業の経営理念、人材、技術、ノウハウ、組織力、顧客とのネットワーク、ブランド等の財務データには表れない資産（知的資産）を自社の競争力の源泉として認識し、有効に組み合わせることで活用していくことを通じて持続的な収益獲得につなげる経営のことをいいます。そして、知的資産経営の成果を「知的資産経営報告書」によって利害関係者などに開示又は公表することが推奨されています。知的資産経営は、事業承継・企業再生の強力なバックグラウンドとなります。

詳細は、「経済産業省の管轄の独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）のWEBサイト」に掲載されています。

### 経営支援> 知的資産経営の支援> 「事業価値を高める経営レポート（知的資産経営報告書）作成マニュアル改訂版」

#### (掲載内容)

- ・知的資産経営支援「事業価値を高める経営レポート（知的資産経営報告書）作成マニュアル改訂版」P.51
- ・事業価値を高める経営レポート・作成フォーマット
- ・(ベンチャー) (リレーションシップバンキング) (事業承継) (知的財産) (マーケティング)  
(人材強化) 作成フォーマット

会員の皆様も是非業務にお役立ていただき、中小企業支援を行う行政書士としてご活躍下さい。



# 業務指導部活動報告

業務指導部長 向井 隆郎

## 1. 研修実施報告

平成24年度の業務指導部の活動ですが、昨年度からスタートさせた専門業務研究会の制度を更に押し進めて、より会員の皆様の資質の向上に寄与できるよう研修体制を充実させてまいります。

昨年度から業務指導部では、入門研修（4回）、法改正等対応研修（新分野業務研修）（3回）、専門・実務研修（事例検討研修）（1回）、日本行政書士会連合会中央研修所主催のインターネット研修（伝達研修含む）（7回、うち1回は伝達研修）、の区分で研修会を開催しており、昨年度は合計16回の研修会を開催致しました。（ ）内は昨年度の開催回数。

そして、これらの研修に加え、専門業務研究会が世話人のもと、独自に研修を行っております。現在、専門業務研究会は、「相続・遺言等業務研究会」が発足しており、設立から月1回のペースで計9回を開催しているところです。今年度は、第二弾として「建設・産廃等業務研究会」を設立し、計1回の研究会を開催しております。活動の状況をみながら第三弾の専門業務研究会を企画するつもりでおります。何分、過渡的な状況ですので、今後、研究会と業務研修を効果的にリンクさせ、研究会に参加されていない会員の皆様にもメリットが享受できるよう研究会と連携を図ってまいります。

研究会との連携方法として、入門研修では今後、研究会員の中から講師を選定してもらい研修の企画を担っていただきます。また、法改正等対応研修の企画の提言や業務関係官庁への要望等にも助言をいただき、業務指導部の活動そのもののサポートも行っていただく予定をしております。更に、研究会の活動の成果を直接会員へ還元する方法として、業務Q & A集の作成、研究結果発表のレポート等をまとめていただき、会員の部屋等で公表することも検討中です。

また、昨年度に引き続き平成24年9月8日（土）、9日（日）の二日間、休暇村能登千里浜（石川県羽咋市羽咋町オ70）にて、宿泊研修を行いました。1. ケーススタディで学ぶ相続手続業務（120分）、2. こんな時どうする！行政対応・顧客対応（100分）、3. ケーススタディで学ぶ建設業許可業務（120分）の内容で、16名の宿泊による参加者がありました。宿泊研修は、新入会員や先輩会員との情報交換、親睦の意味でも有意義であり、また、日頃の研修ではできない企画や講師の選定ができるため、来年度以降も継続して実施できるよう努めてまいります。

行政書士の業務分野は、多岐にわたるため、年間の研修計画において特定の業務分野の研修を複数回行うことが困難です。また、会員全員を対象とした研修では、専門的な知識を深めるための内容を必要な回数行うことができないため、今後、専門業務研究会の制度を定着させていくことが必要と考えています。会員の皆様の専門業務研究会へのご参加と制度を定着させるためのご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本年度の研修実施状況は下記のとおりです。今後とも、研修の更なる充実に努めてまいります。（日本行政書士会中央研修所主催インターネット研修、除く）

## 2. 研修会の開催

### (1) 入門研修

日 時：平成24年4月19日（木）

会 場：石川県地場産業振興センター 本館 第7研修室

内 容：第1時限目：午後1時30分～午後2時30分

講 師：上岡 壮一 会員（研究会 代表世話人）

内 容：相続・遺言等業務研究会の事例検討会報告

第2時限目：午後2時40分～午後3時40分

講 師：土生 晃恵 会員（研究会 世話人）

内 容：相続業務 実務入門研修

第3時限目：午後3時50分～午後4時50分

講 師：上岡 壮一 会員（研究会 代表世話人）  
内 容：遺言業務 実務入門研修

日 時：平成 24 年 7 月 18 日（水）

会 場：金沢市ものづくり会館 第 1～第 3 研修室

内 容：第 1 時限目：午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分

講 師：茅野 智勇 会員（金沢支部）

内 容：建設業許可申請 実務入門

第 2 時限目：午後 3 時 00 分～午後 4 時 20 分

講 師：宮川 敏彦 会員（金沢支部）

内 容：産業廃棄物収集運搬業許可申請 実務入門

第 3 時限目：午後 4 時 20 分～午後 4 時 40 分

説 明 者：向井 隆郎 会員（業務指導部長）

内 容：建設・産廃等業務研究会の設立に関する事前説明会

日 時：平成 24 年 9 月 20 日（木）

会 場：石川県地場産業振興センター新館 第 12 研修室

内 容：第 1 時限目：午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

講 師：北陸信越運輸局 石川運輸支局 担当者様

内 容：運送事業の概要及び一般貨物自動車運送事業許可申請

第 2 時限目：午後 3 時 10 分～午後 4 時 40 分

講 師：宮田 貢 会員（金沢支部）

内 容：一般貨物自動車運送事業の許可申請

## （2）法改正等対応研修（新分野業務研修）

日 時：平成 24 年 10 月 11 日（木）

会 場：金沢市ものづくり会館 第 1～3 研修室

内 容：第 1 時限目：午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分

講 師：石川県土木部監理課 担当者様

内 容：経営事項審査申請制度の概要と審査基準の一部改正  
（社会保険未加入業者への減点幅の拡大等）について

第 2 時限目：午後 2 時 40 分～午後 4 時 40 分

講 師：ワイズ公共データシステム株式会社（経営状況分析機関）担当者様

内 容：建設業財務諸表作成上の留意点

日 時：平成 24 年 11 月 8 日（木）

会 場：石川県地場産業振興センター 本館 第 6 研修室

内 容：第 1 時限目：午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

講 師：株式会社日本環境認証機構（JACO）遠藤 啓二 氏

内 容：行政書士による環境 ISO14005EMS 構築支援への取組みを考える  
（中小組織に適した新たな環境マネジメントシステム ISO14005EMS の紹介）

第 2 時限目：午後 3 時 40 分～午後 4 時 40 分

講 師：今村 和宏 会員（金沢支部）

内 容：環境 ISO14005EMS 構築支援業務の実例について

### (3) 宿泊研修

日 時：平成 24 年 9 月 8 日（土）～平成 24 年 9 月 9 日（日）

会 場：休暇村 能登千里浜（羽咋市羽咋町オ 70）

### (4) 専門・実務研修（事例検討研修）

日 時：平成 24 年 8 月 9 日（木）

会 場：金沢市ものづくり会館 第 2～3 研修室

内 容：「建設・産廃」許可申請関係業務の事案についての事例検討会

※事例の紹介と質疑応答、出席者による意見交換

## 3. 行政書士会研修会資料利用規程の制定

現在、日本行政書士会連合会中央研修所主催のインターネット研修が全国の各単位会でライブ中継が行えるようになっております。その研修 DVD の資料が、当会において研修資料として蓄積されております。ただ、当会では、研修 DVD 等の利用について規程等の整備がされていなかったため、会員の皆様にご利用いただける状況ではありませんでした。しかし、出席できなかった研修を見ることができないかとの声があることから、行政書士会研修会資料利用規程を制定いたしました。（下記参照）

ご利用できる DVD 等のリストを掲載いたしますので、ご利用をご希望の会員は、当会の事務局にご連絡の上、ご利用ください。ただし、法改正等により、最新の内容でない可能性もありますので、ご留意ください。なお、ご利用に当たっては、利用規程に則った適切なご利用をお願い申し上げます。

# 石川県行政書士会研修会資料利用規程

## (目 的)

第 1 条 この規程は、石川県行政書士会が主催する研修会に使用した資料、研修会を録画したビデオ・DVD 映像等（以下「研修資料等」という。）の利用について定め、石川県行政書士会会員（以下「会員」という。）の業務資質向上のため、その適切な利用の実現に努めることを目的とする。

## (研修資料等の利用)

第 2 条 研修資料等の利用は会員に限るものとする。

2 会員は、業務研修の目的で、石川県行政書士会の指定する場所において閲覧または視聴する場合に限り、研修資料等を利用することができる。

## (講師の名誉等の保護)

第 3 条 石川県行政書士会は、研修資料等の利用にあたっては、講師の著作権、肖像権、人格権その他の権利が損なわれないよう、必要な措置をとるものとする。

## (利用の制限)

第 4 条 会員は、次の事項に該当するときは、研修資料等を利用することができない。

- (1) 会費を納入していないとき
- (2) 会員資格を停止されているとき
- (3) 石川県行政書士会会長が、本規程の趣旨に照らして、当該研修資料等の利用を不相当と判断するとき

## (利用の申込)

第 5 条 研修資料等を利用する場合は、事前に石川県行政書士会事務局に連絡の上、閲覧または視聴する研修資料等の利用予定日を連絡する。

2 研修資料等の利用にあたっては、「利用申込書」を記入しなければならない。

(規程違反)

第6条 本規程に違反する研修資料等の利用が確認された場合は、直ちに利用を中止するものとし、その後の対応は石川県行政書士会会長が判断する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもってする。

附 則 この規程は、平成24年12月8日から施行する。

#### 平成23年度 研修資料 (DVD リスト)

平成23年10月7日

コンプライアンス研修

1. 職務上請求書の取扱い等 (63分) 日行連 総務部 部長 中村 利雄
2. 業際問題等 (53分) 日行連 法規観察部 部長 伊藤 庄吉
3. 業務上における倫理面等 (56分) 顧問弁護士 糠谷 秀剛

平成23年11月2日

全国研修 (11月期)

1. 賃貸借契約について (97分) 弁護士 小滝 芳之
2. 財務諸表の見方 (92分) 税理士 増田 由明

平成23年12月2日

全国研修 (12月期)

1. 自動車保有関係手続のワンストップサービスの現状及び今後の展開について (87分)  
国土交通省自動車局自動車情報課 専門官 林 健一
2. 日行連 自動車 OSS システムの概要 (13分) 日行連 第一業務部 運輸交通部門
3. 6次産業化の推進について (62分) 農林水産省食料産業局産業推進課 企画班 課長補佐 大橋 聡

平成23年12月8日

行政不服審査法研修

1. 行政不服審査法1 (102分) 政策研究大学院大学 教授 福井 秀夫
2. 行政不服審査法2 (94分) 学習院大学法学部 教授 桜井 敬子

平成24年2月3日

全国研修 (2月期)

1. 風俗営業2号申請の設置基準等について (57分) 警察庁生活安全局保安課警察庁警視 佐藤 政宏
2. 事業引継ぎ支援制度について (20分) 経済産業省中小企業庁事業環境部 企画課企画調整係長 市川 博規
3. 第2会社方式について (31分) 経済産業省中小企業庁経済支援部 経済支援課 飯村 道
4. 事業承継における専門家の果たす役割について (62分)  
独立行政法人中小企業基盤整備機構 知的資産経営支援室 大山 雅己

平成24年2月24日

1. 知的資産経営報告書の作成事例 (90分) 第三業務部知的資産部門 専門員 大脇 伸太郎、他



## 平成 22 年度 研修資料 (DVD リスト)

平成 22 年 10 月 15 日

全国研修 (10 月期)

1. 運輸安全マネジメントの制度について (101 分)  
独立行政法人自動車事故対策機構 安全指導部 黒仁田 祥三、他
2. 廃棄物処理法の改正について (83 分) 環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課 佐藤 直己
3. 自動車損害賠償保障制度について (79 分) 国土交通省自動車交通局保障課課長補佐 服部 準

平成 22 年 11 月 4 日

全国研修 (11 月期)

1. 消費者法の概要 (102 分) 消費者庁総務課 課長補佐 十川 雅彦
2. 会社の解散・清算制度について (90 分) 法務省民事局参事官室局付 新井 吐夢
3. 建設請負契約のリスクと帰責について (94 分) 中央大学法科大学院 教授 笠井 修

平成 22 年 11 月 20 日

基礎研修 (新入会員研修)

1. 職業倫理 (専門家責任) (98 分) 弁護士 馬橋 隆紀
2. 要件事実・事実認定論概論 (89 分) 弁護士 川端 基彦
3. リーガル・コンサルティング (89 分) 行政書士 佐々木 賢一

平成 22 年 12 月 3 日

全国研修 (12 月期)

1. 日本型移民政策論の展開 (104 分) 一般社団法人移民政策研究所 所長 坂中 英徳
2. 外国人の出入国・在留に係る行政書士のコンプライアンスについて (95 分)  
警察庁刑事局組織犯罪対策部 企画分析対策部 北山 一輝
3. 在外公館における領事業務全般及び査証業務について (51 分) 外務省領事局外国人課 外務事務官 後藤 聡

平成 23 年 2 月 9 日、2 月 10 日

成年後見研修

1. 成年後見制度と現状の課題 (108 分) 筑波大学法科大学院 院長 新井 誠
2. 家庭裁判所における成年後見事件の運用の実績 (74 分) 最高裁判所家庭局 作田 寛之
3. 任意後見契約の際の留意点 (83 分) 神田公証役場 公証人 秋山 壽延
4. 横浜市における区長申立ての現状について (68 分) 横浜市保健福祉局 保健福祉課長 深川 敦子
5. 成年後見への取り組みにあたっての留意点 (82 分) 日行連 第三業務部 専門員 桑 智仁
6. 設立後の現状と課題 (95 分) コスモス成年後見サポートセンター 理事 田後 隆二

平成 23 年 3 月 3 日、3 月 4 日

知的資産実務研修

1. マンガ著作権の諸問題点について (96 分)  
株式会社ダイナミック・プロダクション 企画出版部 部長 幸森 軍也
2. 農業分野における知的資産運用 (99 分) 北海道行政書士会 会員 江谷 清和
3. 産業財産権制度の基礎知識 (89 分) 特許庁総務部普及支援課 主任財産権専門官 播磨 良悦
4. 事業承継と知的資産経営許認可業の事業承継における行政書士の役割 (134 分)  
日行連 第三業務部 大脇 伸太郎、大阪府行政書士会 西元 康浩

## □事務所紹介

### 岩本社会保険労務士・行政書士合同事務所

事務所:野々市市粟田4丁目113番地 岩本 美恵子

平成20年4月に開業し、早いもので開業5年目となりました。開業当初は子供部屋を一部屋取り上げ、自宅の中の狭い事務所で社会保険労務士の夫と仕事をしておりましたが、徐々に相談に来られる方も増え、手狭に感じ、平成24年8月に敷地内に事務所を建てました。

女性ということもあり、開業当初から離婚の相談がありました。行政書士の仕事としては、決定したことについて離婚協議書を作成するという事です。しかし、時には涙しながら「今後、どうして良いか、本当に離婚したいのかどうかも分からない・・・。」という悩みを聞くうちに、もっと、深いところから相談者と関わりたいという思いが強くなり、コーチングの認定コーチ資格を取得しました。現在はコーチとしても、経営の相談や、離婚等の相談にのっています。

コーチングとは、本来、人が持っているが自分では気づいていない事、考えについて、コーチが質問することにより本当の気持ちを引き出す、気付いてもらうというコミュニケーションスキルです。

相談の中で、「そもそも、なぜ、結婚したのか、離婚したいのか、起業したいのか、どんな会社を作りたいのか？」という事を聞きながら、書類作成等を進めています。

事務所には狭いながらも個室を設け、様々なテーマで相談を受けています。野々市市の住宅街という探しにくい場所にはありますが、周りの目を気にしないで相談できるという事、リラックスした中で相談ができるという点が当事務所を選んで頂ける理由かと感じています。今後も、気軽に訪問でき、すべてさらけ出して相談できる事務所を目指し、日々活動していきたいと思っております。

最後になりましたが、何も分からない私が、これまで行政書士を続けることが出来たのも、ご指導下さった諸先輩の先生方、仲間の先生方のお蔭と感謝しております。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。



## ■金沢支部 報告

金沢支部長 中川 大

皆様には新しい年を迎えられ、ますますご隆昌のこと心からお慶び申し上げます。昨年、支部活動への格別のご理解とご協力を賜り、支部役員を代表し厚く御礼申し上げます。

世界と日本を取り巻く環境は刻々と変化しております。去年と今年を比較してみると一年で随分変わったなと思うことがあります。月日がそう感じさせるのですが、実は日々毎日変化しているのです。ただ昨日と今日、今日と明日では小さ過ぎて変化を感じないだけであり、10年前と今日ではその変化を顕著に感じるものがしばしばあります。

国民生活の中で、ここ最近感じる変化といえばやはり政治、経済でしょうか。平和な暮らしの中では感じることもない政治や、安定した暮らしの中では感じることもない経済ですが、近年は否が応でも変化を感じざるを得ません。それだけ敏感になり、関心をもっている証拠です。

政治については、内政と外交がグラグラしています。内政は国内問題であり、外交は外国との問題ですが、今は両方を合わせて考えなければならない時代です。内政不干渉の原則はありますが、自国の内政上の問題が他国との外交問題になり、他国の内政上の問題が今度は自国の外交問題に発展します。

経済については、デフレと円高が悩みの種といわれています。デフレは、平たく言えば需要と供給の不一致であり、日本だけでなく世界経済が関係し、円高は言うまでもなく外国との輸出入が影響を受けます。外国で発生した金融危機が、世界を不況と破綻の連鎖に巻き込むことさえあります。

現代社会はこのような問題をはらみ、私達はその中で生きています。政治と経済、それは切り離すことのできないものでありお互いに強く影響されます。さらに自国と他国、もはや切り離して考えることのできない関係であり、どちらかだけの利益では物事は成立しません。平和と安定はどちらか一方の力だけでは成し得ず、双方の努力と理解が求められます。難しい時代だと痛感します。

さて、私達行政書士は、ユーザーである国民とどのような関係を築くべきでしょうか。また、数ある土業やサービス業の中でどのような位置を保つべきでしょうか。……定義づけることは難しいですが、端的に言えば「なくてはならない存在」「協力しなければならない存在」ではないかと思います。どんな事業でも商売でもそうだと思いますが、顧客や世の中にとってなくてはならない存在、取引先あるいは競争相手から認められる存在になることがまずもって重要だと考えます。その先に、どのような関係を築けるのか、また、どのような位置を保つべきかに繋がっていくのではないのでしょうか。

支部長として二期目の任期満了まで残すこと約四ヵ月。これまで会員の皆様をどのように導くことができたのか、役員の皆さんに何を伝えることができたのか。評価は各々の方々にお任せいたします。

最後になりますが「行政書士は必ずや企業、市民の皆様のお役に立つことができる存在であり、社会にとって必要な法律専門職である」と確信し、会員各位の益々のご繁栄とご家族、補助者の方々のご多幸を心よりご祈念申し上げます。

### 平成 24 年度広報月間 無料相談会相談件数 (H24.10.6 ~ 7)

イオンもりの里	イオンモールかほく	アル・プラザ金沢	アピタ松任	合計
32	14	47	21	114

※相談員 44 名 (支部役員 15 名, 支部会員 29 名) ご協力ありがとうございました。

《支部会費未納の方は早急に納付してください。納付先がわからない場合はご連絡ください。》

中川事務所 tel 076-288-8841

## ■輪島支部 報告

輪島支部長 大森 千歌子

9月29日輪島支部役員会を開催し10月に実施される行政書士広報月間の活動について、協議いたしました。役員が支部管内の役所や施設訪問をして、ポスターの掲示の依頼を行うことについて、依頼先などの協議を行い地区分担して即訪問することとしました。依頼先を訪問し、お願いいたしました皆さん快く受けていただきました。

また、面談による相談会を10月7日(日)に輪島市のショッピングセンターファミで開催する際の準備、相談会での心得などについても話し合いました。相談員は5名の会員にお願いしました。

相談会の結果については、次のとおりです。

遺言・相続関係	3件
契約関係	1件
その他	1件

11月20日(火)七尾支部・輪島支部合同の一泊研修会を和倉温泉ホテル「のと楽」で開催し、輪島支部から5名参加しました。

研修内容については、「行政書士による相続手続きについて」

講師は 石川県行政書士会相続・遺言業務等研究会 代表世話人 上岡壯一先生でした。

毎年開催の合同研修会ですが、両支部の懇親を深めながら有意義な研修を受ける機会ですので、今後も多くの会員の出席をお願いしなくてはなりません。

## 会費の納入について (お願い)

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年度分会費未納の方にご請求申し上げます。

何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へ納入お願い申し上げます。

### 記

1. 平成24年度会費 金72,000円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 00750-6-55558

口座名義 石川県行政書士会

2. 日本行政書士政治連盟

平成24年度会費 金5,400円

納入方法 払込取扱票により納入下さい

お振込先 石川県庁内郵便局

口座番号 0072-1-74073

口座名義 日本行政書士政治連盟石川県支部



# 会員のコーナー

## 短歌

輪島支部 大森 千歌子

全国女性行政書士交流会に参加して

○この年も元気みなぎる全国の

同士の集いに参加うれしき

○肥後の国全国の友集い来て

日頃の活動話はずめり

○熊本のスプライズキャラ「くまモン」も

集いに駆けつけ愛嬌振りまく

○熊本城武者商人とさまざまに

案内人あり往時を偲ぶ

○埼玉での再会約束しお互いに

健康願いつ握手かわせり

○熊本の城のガイドは若い人

よろいや言葉も野武士さながら

## 孫と能に出ました。

金沢支部 池水 龍一

### (1) 私の謡曲歴

これが長いんですヨ。大学出てから十余年、イヤ四十年か。昔は結婚式とか披露宴で、「たかさごや～」を謡いましたが。今はそのリクエストもありません。マイナーな文化なんですかネ。

### (2) 私には孫が5人います

そのうちの長男の長女・優芽（ゆめ）9才をツレとして、11月3日に西王母を舞いました。これは能（物語）です。謡曲は能のうちの言葉です。この他に、写真にあるように小鼓、大鼓、笛、太鼓があります。西王母はこの世の有り難さを讃えるアリガタヤ能です。写真は私・西王母が聖帝に花を渡しているところです。

### (3) 面（おもて）をしている私は・・・

手許、足許等がまったく見えません。舞台の位置も壁トカ照明灯トカを頼りにカンを働かせます。

### (4) ヤレばヤルだけ面白くなる能

奥が深いですネ。いま、やっと少し判りかけて来ましたかね。40年経って。これが現代の感覚には受け入れられない。人生、おもしろいですネ。こんなことも、あって良いかな！

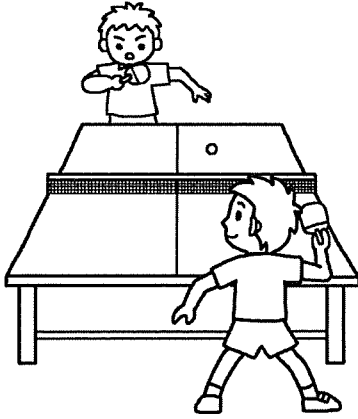


# ピンポン

金沢支部

木下 良

いよいよ決勝戦  
 ラージボール70歳以上の女子の部  
 両者  
 少し曲がった腰が  
 シャキーン  
 いままで笑っていた顔も  
 野獣？  
 ここはサファリパークか  
 サープが繰り出され  
 ラリーが続く  
 両者  
 一進一退  
 自分のエースが決まると  
 「ヨッシャー」  
 さながら  
 老いた福原愛  
 飽くなき挑戦は続く  
 ミスをした選手は  
 頭をたたき自分を責める



もういいんじゃないの  
 膝のサポーターから  
 聞こえる悲鳴  
 選手のご主人らしき人が  
 後ろでビデオ撮影  
 これ以上  
 まだ上を目指すのか？  
 短くて長い  
 戦いが終わった  
 両者  
 しわしわの手で固い握手  
 そして  
 満面の笑みで  
 互いの健闘をたたえ合う  
 観客席から拍手のシャワー  
 まさに  
 「人」「生」ここにあり

## 新入会員の紹介

新会員です。どうぞ宜しく



### 松本 廣希

◇金沢支部 ◇平成 24 年 7 月 15 日入会  
 ◇事務所所在地  
 河北郡津幡町字中須加に71番地  
 ☎ 076-288-2414

残された人生を、地域の方のお役に立ちたいと開業いたしました。さらに学びながら職務を全ういたします。



### 澤井 邦夫

◇金沢支部 ◇平成 24 年 7 月 15 日入会  
 ◇事務所所在地  
 金沢市西念3丁目13番1号  
 アンブルール24-110号  
 ☎ 076-255-6846

初心を忘れず地域社会の皆様のお役に立てるよう、日々研鑽を重ねて参ります。今後とも、よろしくお願ひ致します。



### 木下 良

◇金沢支部 ◇平成 24 年 8 月 15 日入会  
 ◇事務所所在地  
 金沢市弥生2丁目5番13号  
 ☎ 076-259-6015

8月に入会しました。司法書士も開業していますが、お客様のニーズに合わせた業務が必要と思ひ、行政書士も開業いたしました。よろしく御指導願ひます。



### 橘 昌樹

◇金沢支部 ◇平成 24 年 8 月 15 日入会  
 ◇事務所所在地  
 金沢市八日市1丁目209番地7  
 ☎ 090-9763-0590

特別な能力があるわけではなく力不足ですが、誰かの役に立ちたいと思っております。ご指導、お願ひします。



### 中嶋 時雄

◇金沢支部 ◇平成 24 年 10 月 15 日入会  
 ◇事務所所在地  
 金沢市笠舞2丁目33番14号  
 ☎ 076-232-8365

# 会務日誌

事務局からのお知らせ

8月	1日	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
	//	白山市男女共同参画審議会	白山市役所	1名
	2日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
2・3日		中地協第2回理事会	岐阜キャッスルイン	3名
	4日	第2回理事会	地場産第11研修室	23名
	6日	白山市男女参画実行委員会	白山市役所	1名
	7日	会報校正作業	本会会議室	2名
	8日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
	9日	月例無料相談会(白山)	白山地区	2名
	16日	月例無料相談会(能美)	能美市健康福祉センター	1名
	19日	★安達市議活動25年記念懇親会	金沢国際ホテル	3名
	21日	コンプライアンス研修会②	地場産第12研修室	3名 参加者19名
	//	会員のための業務及び事務所経営相談会	本会会議室	1名
	//	月例無料相談会(内灘)	内灘町役場	2名
	22日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
	//	中部運輸局との意見交換会	愛知県行政書士会館	1名
	23日	全国不動産協会第2回法定研修会へ講師派遣	地場産第11研修室	1名
	//	相続・遺言業務研修会	本会会議室	11名
23・24日		全国広報担当者会議	行政書士会館	1名
	24日	経理審査(6～7月)	本会会議室	3名
	27日	新規登録者登録伝達式 2名	本会会議室	2名
	28日	会報いしかわ発送	本会会議室	5名
	29日	コンプライアンス研修会③	金沢市ものづくり会館	3名 参加者15名
	30日	後期会費納入案内送付	本会会議室	3名
9月	3日	第2回ICT特別委員会	本会会議室	7名
	4日	第2回法規企画部会	本会会議室	6名
	6日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
8・9日		行政書士業務宿泊研修会	休暇村能登千里浜	16名
	12日	月例無料相談会(金沢・小松・七尾)	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
	13日	月例無料相談会(白山・能美)	白山・能美地区	白山2名 能美1名
	//	テレビ収録(広報月間PR)	テレビ金沢	2名
	18日	月例無料相談会(内灘)	内灘町役場	2名
	19日	相続・遺言業務研修会	本会会議室	8名
	20日	「運送事業の概要及び一般貨物自動車運送事業の許可申請」に係る研修会	地場産第12研修室	3名 参加者32名
	//	全国会長会	伊勢志摩ロイヤルホテル	会長
	21日	第1回行政書士試験対策委員会	本会会議室	8名
	25日	広報月間取材依頼のため報道機関訪問	各報道機関	3名
	26日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
	27日	新規登録希望者面談 1名	本会会議室	1名
	//	第3回成年後見制度連絡協議会	司法書士会館	4名
	28日	10/1ラジオ出演打合せ	本会会議室	3名
28・29日		中地協担当者会議	福井県織協ビル	5名
29・30日		国際交流まつり無料相談会	金沢市役所	4名
10月	1日	広報月間広報のためMROラジオ出演	MRO	4名
	2日	行政評価事務所来所対応	本会会議室	2名
	3日	広報月間広報のためテレビ出演(テレビ金沢)		3名
	4日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
	5～7日	電話による無料相談会	本会会議室	27名

10月6～7日	面談による無料相談会	金沢・小松・加賀・七尾・輪島	
10日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
11日	月例無料相談会（白山）	白山地区	1名
〃	「経営事項審査申請制度及び建設業財務諸表作成上の留意点」に係る研修会	金沢市ものづくり会館	3名 参加者46名
13日	★民主党県連パーティ	ホテル日航金沢	4名
〃	総務省行政評価事務所特設行政相談会相談員派遣	かほく市立中央図書館	2名
16日	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	2名
〃	成年後見 SC 研修会	金沢市ものづくり会館	4名
〃	白山市一日合同相談所相談員派遣	白山市鶴来総合文化会館	1名
17日	全国研修＜10月期＞	地場産第11研修室	3名 参加者10名
17～19日	宮城会・福島会訪問		2名
18日	相続・遺言業務研修会	本会会議室	8名
〃	月例無料相談会（能美）	能美市辰口健康福祉センター	1名
19日	経理審査（8～9月）	本会会議室	3名
20日	行政書士試験説明会	金沢市ものづくり会館	37名
24日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
26日	日本政策金融公庫と中小企業支援での覚書締結調印式	日本政策金融公庫金沢支店	4名
27・28日	日行連と中地協各単位会との連絡会	四日市都ホテル	7名
29日	新規登録者登録伝達式 1名	本会会議室	2名
11月 1日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
2日	第2回行政書士試験対策委員会	本会会議室	10名
3・4日	第23回「全国女性行政書士交流会 in くまもと」	菊南温泉ユウベルホテル	3名
5日	第3回広報部会	本会会議室	7名
6日	第3回総務部会	本会会議室	6名
7日	第3回業務指導部会	本会会議室	10名
8日	月例無料相談会（白山）	白山地区	2名
〃	「行政書士による環境ISO14005EMS構築支援業務」に係る研修会	地場産第6研修室	4名 参加者12名
〃	家庭裁判所と家事関係機関との連絡協議会	金沢家庭裁判所 大会議室	1名
11日	平成24年度行政書士試験	金沢医療技術専門学校	37名
13日	第3回行政書士試験対策委員会	本会会議室	9名
14日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
14・15日	日行連第3回理事会	行政書士会館	会長
15日	★日政連第2回幹事会	行政書士会館地下講堂	1名
〃	会費未納者へ督促作業	本会会議室	3名
〃	月例無料相談会（能美）	能美市健康福祉センター	1名
16日	第3回監察部会	本会会議室	10名
18日	★民主党県連との「政策提案・予算要望と懇談会」	ホテル日航金沢	2名
19日	第1回官・民業務受託調査特別委員会	本会会議室	6名
〃	交通事故実務者意見交換会	新大宗ビルフォーラムエイト	1名
20日	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	2名
〃	全国研修＜11月期＞	地場産第2研修室	3名 参加者12名
〃	第2回社会貢献事業部会及び成年後見 SC 役員会	金沢市ものづくり会館	8名
21日	全国法規監察担当者会議	行政書士会館	2名
22日	白山市商工会議所との打合せ	白山市商工会議所	3名
〃	高齢者・障がい者権利擁護の集い	ANAクラウンプラザホテル金沢	5名
26日	第3回ICT特別委員会	本会会議室	7名
27日	相続・遺言業務研修会	本会会議室	8名
28日	職務上請求書確認作業	本会会議室	1名
29日	建設・産廃業務研究会	本会会議室	9名
30日	全国研修＜行政不服審査法＞	地場産第12研修室	3名 参加者15名
12月 1日	第4回部長会	本会会議室	14名
4日	★衆議院選挙立候補者必勝祈願祭・出陣式	各会場	

12月	6日	外国人の為の無料相談会	国際交流協会	2名
	7日	第3回法規企画部会	本会会議室	2名
	//	全国研修<12月期>	地場産第12研修室	2名 参加者10名
	8日	成年後見SC役員会	本会会議室	5名
	//	第3回理事会	地場産第2研修室会議室	26名
	//	★北村しげおを支援する「ふるさとを元気にする会」	カルチャーセンター飛翔	1名
	12日	月例無料相談会（金沢・小松・七尾）	金沢・小松・七尾地区	金沢七尾各2名 小松1名
	13日	月例無料相談会（白山）	白山地区	2名
	//	月例無料相談会（能美）	旧能美市西任田保育園	1名
	17日	安全性優良事業所認定程度研修会	明治安田生命名古屋ビル	2名
	18日	月例無料相談会（内灘）	内灘町役場	2名
	//	白山市女性のための合同相談会	白山市民交流センター	1名
	19日	経理審査（10～11月）	本会会議室	3名
	20日	相続・遺言業務研修会	本会会議室	10名
	21日	白山商工会議所との覚書締結調印式	白山商工会議所	5名
	26日	職務上請求書確認作業	本会会議室	2名

## 会員移動

### ●新規登録個人会員（5名）

登録年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
平成24. 7. 15	金沢	澤井 邦夫	金沢市西念3丁目13番1号 アンブルール 24-110号	076-255-6846
平成24. 7. 15	金沢	松本 廣希	河北郡津幡町字中須加に 71番地	076-288-2414
平成24. 8. 15	金沢	木下 良	金沢市弥生2丁目5番13号	076-259-6015
平成24. 8. 15	金沢	橘 昌樹	金沢市八日市1丁目209番地7	090-9763-0590
平成24.10. 15	金沢	中嶋 時雄	金沢市笠舞2丁目33番14号	076-232-8365

### ●変更登録事項（2名）

受理年月日	所属支部	氏名	事務所所在地	電話番号
平成 24. 8.15	金沢	星野 喜明	金沢市神田2丁目9番14号111	076-220-6323
平成 24. 8.31	金沢	小山内俊平	電話番号のみ変更	076-216-8566

### ●退会者（2名）

退会年月日	所属支部	氏名	退会理由
平成 24. 9.30	金沢	小笠原芙蓉子	廃業
平成 24.10.23	小松	船倉 真二	廃業

## 編集後記

ここまで皆様のご協力を賜り、会報誌を発行してまいりました。一人よりも二人、二人よりも三人とはよくいったものですが、広報部一同、皆で知恵を出しあい、少しでも会員の皆様により良い情報を届けられるように努めようとしてまいりました。早いもので、二年の月日が経ってしまいました。会報発行活動を通して、会報作成上の仕事のことはもちろんですが、人とのつながりも深められたのではないかと感じております。ありがとうございました。

広報部長 永倉 幸司

---

## 会報いしかわ 第53号

---

発行日 平成25年1月29日  
発行人 会 長 宮川 外茂次  
          広報部長 永倉 幸司  
発行所 石川県行政書士会  
          〒920-8203  
          石川県金沢市鞍月2丁目2番地  
          石川県繊維会館3階  
          TEL(076)268-9555  
          FAX(076)268-9556

E-mail: [office@ishikawagyousei.org](mailto:office@ishikawagyousei.org)  
URL: <http://www.ishikawagyousei.org/>

---



# あなたの街の法律家 行政書士



「えがお」をつなぐ。  
「あした」を育てる。  
あなたの側に行政書士。

行政書士は  
許認可・登録申請、通告や相続、  
色々な契約・届出などの  
相談から書類作成まで  
サポートします。

ワイルド・日本実業

官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の業務です。

## 【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可 ○指名願・経営規模等評価申請 ○宅建業免許
- 産業廃棄物処理業許可 ○法人設立 ○医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可 ○入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成 ○相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明 ○農地法の許可 ○開発許可